

会社設立時の税金と注意事項

1. 最初に

個人事業からの法人成り、新会社の設立などいろいろなケースがあると思いますが、会社設立時には特別な税金の取り扱いがあります。特に消費税は特殊な扱いが多く金額も大きくなるので、今回は消費税を中心に会社設立時の税金について書かせていただきます。

2. 消費税の考え方

まず、消費税の基本的な考えとして、会社で納める消費税は、会社で受け取った消費税から会社で支払った消費税を控除した差額を納付します。したがって、納付するのは会社ですが消費税を会社で負担することはありません。通常は売上が生じた際に受け取った消費税が、仕入や経費を支払った際に生じた消費税より多くなるので、その多かった分だけ納めます。まれに支払った消費税のほうが多い場合にはその超過分を申告することで税務署から還付を受けることができます。

3. 消費税の免税

会社設立時の話に戻りますが、会社設立から通常2事業年度は消費税の納税が免除されます。1年の納税額が何百万になることはよくあることなのでこれは設立時の恩恵としてはかなりの大きな特典になります。これは会社の場合2事業年度の特典になるので、決算期を設立月の前月にすることで2年間フルに免税を受けることができます。

4. 注意点その①

この制度は税額に与える影響が大きいことなどから、免税を受けられない場合の規定も多く設けられていますので注意が必要です。例えば設立当初から規模が大きい場合です。設立時資本金が1000万円以上の会社はこの免税を受けられません。また、設立から6カ月の売上又は人件費の額が1000万円を超えるような場合は、1事業年度しか免税を受けることができなくなります。

5. 注意点その②

2つ目の注意事項は免税を受けると逆に損をするケースです。設立後大きな設備投資を行う場合には冒頭で説明した受け取った消費税より支払った消費税が多くなる場合があり、この場合には税務署から多い分の還付を受けることができます。還付を受けるためには税務署に届出をして課税事業者を選択することが必要になります。また課税事業者は2年間継続の縛りがありますので、免税を受けるか還付を受けるか慎重に判断する必要があります。

6. 注意点その③

3つ目の注意事項は免税を受けた後、納税義務が生じた時です。通常、第3期目から消費税を納めることとなりますが、第3期目は中間納付がなく決算後に全額を納付することになります。免税期間中は本来納める消費税分が会社の利益になっていましたが、第3期目は納税の分だけ利益を圧迫することになるので、しっかりとした利益の対策と納税資金確保が必要になります。

7. 最後に

来年の秋には消費税が10%に増税される予定です。そうすると免税の恩恵はさらに大きくなります。新規事業のため新会社を設立や個人事業の法人成りで免税を受けることを検討される経営者も多いと思いますが、事前にしっかりとした準備をすることをお勧めします。